

北九州都市計画臨港地区の変更(北九州市決定)

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積(ha)
臨港地区	3, 683

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり。

理 由 書

当該地区は、国道 199 号に接し、延命時臨海公園に隣接する地区である。

当該地区にある本市の港湾施設である延命寺廃油処理施設は、船舶から発生する廃油を処理するため、昭和 47 年から供用を開始し、港湾管理者である本市が管理・運営を行ってきた。

しかし、平成 10 年には国の規制緩和による民間施設の稼働などの理由により、当該施設の利用が大幅に減少したため、平成 12 年には施設の稼働を休止した。

その後、港湾施設としての利用や跡地利用の検討を重ね、今般、隣接する延命寺臨海公園として一体的に整備・管理する計画となった。

そのため、当該地区を臨港地区として港湾管理者が一体的に管理運営する必要性がなくなったことから、臨港地区を解除するもの。

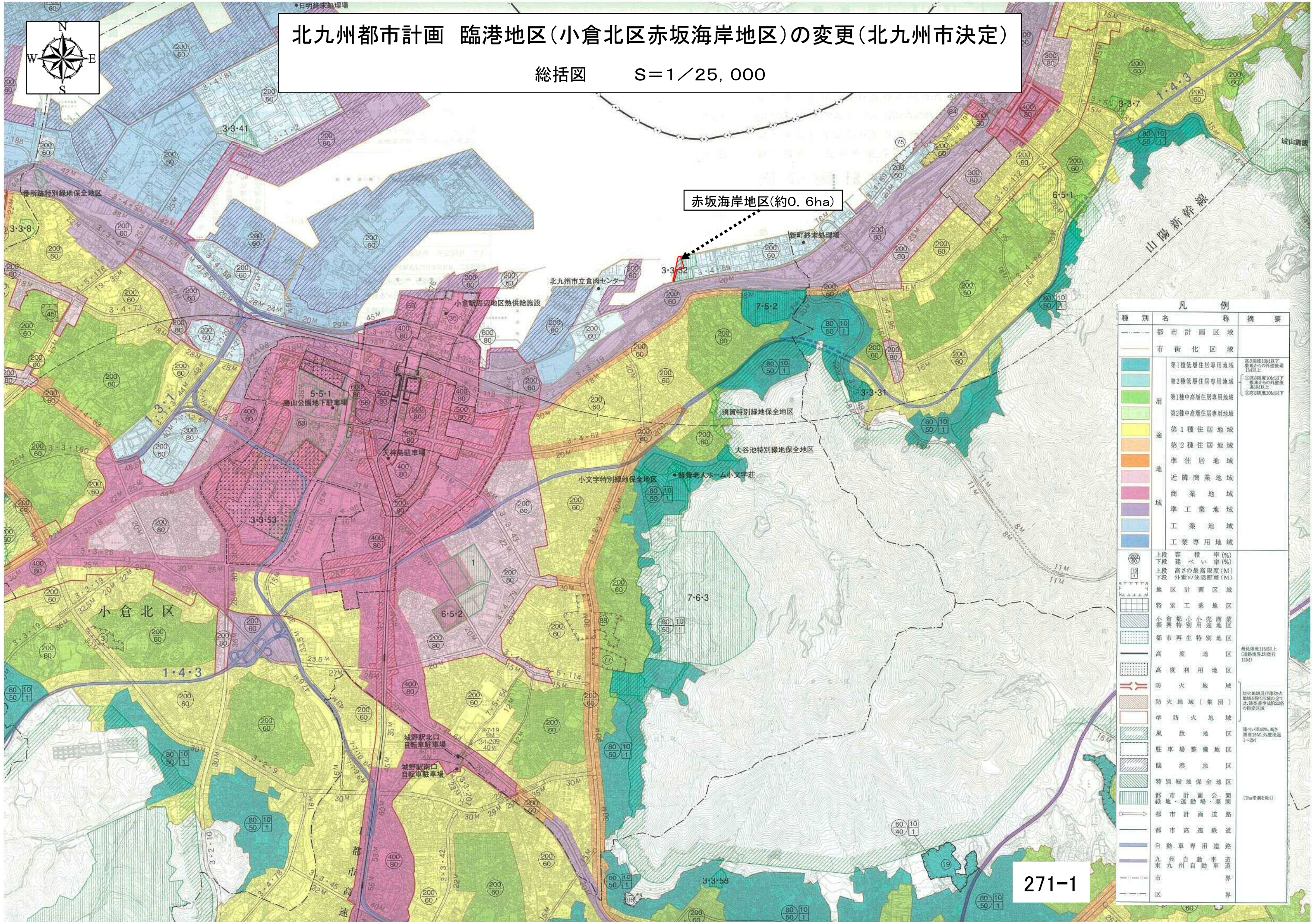
北九州都市計画臨港地区の変更(新旧対照表)

臨港地区の面積欄上段()内は、変更前(H18年9月26日北九州市告示第405号)の数値

名 称	面 積(ha)
臨港地区	(3, 684) 3, 683

北九州都市計画 臨港地区(小倉北区赤坂海岸地区)の変更(北九州市決定)

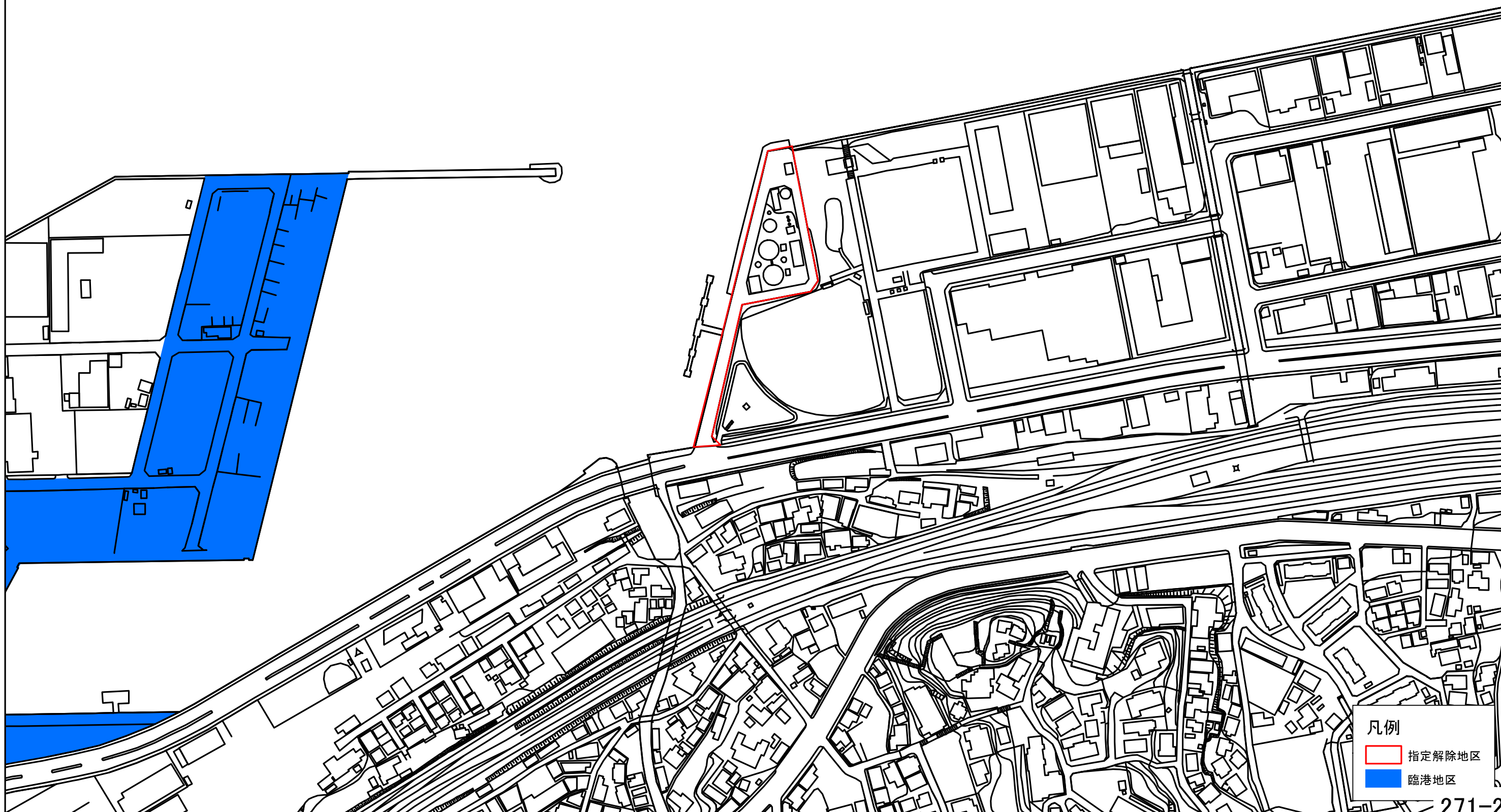
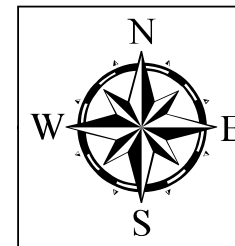
総括図 S=1/25,000



赤坂海岸地区(約0.6ha)

凡例		
種別	名称	摘要
—	都市計画区域	
—	市街化区域	
■	第1種低層住居専用地域	高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上
■	第2種低層住居専用地域	0:高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上 ②:高さ限度10M以下
■	第1種中高層住居専用地域	
■	第2種中高層住居専用地域	
■	第1種住居地域	
■	第2種住居地域	
■	準住居地域	
■	近隣商業地域	
■	商業地域	
■	準工業地域	
■	工業地域	
■	工業専用地域	
○	上段容積率(%)	
○	下段容積率(%)	
○	上段高さの最高限度(M)	
○	下段高さの最高限度(M)	
○	外壁の後退距離(M)	
□	地区計画区域	
□	特別工業地区	
□	小倉都心小売商業区	
□	小倉特別用途地区	
□	都市再生特別地区	
□	高度地区	高さ限度11M以上 (道路境界20M進行13M)
□	高度利用地区	
□	防火地域	
□	防火地域(集団)	
□	準防火地域	
□	風致地区	建ぺい率40%、高さ限度15M、外壁後退1~2M
□	駐車場整備地区	
□	臨港地区	
□	特別緑地保全地区	
□	都市計画公園 緑地・運動場・墓園	
□	都市計画道路	
□	都市高速鉄道	
□	自動車専用道路	
□	九州自動車道	
□	市界	
□	区界	

北九州都市計画 臨港地区(小倉北区赤坂海岸地区)の変更 (北九州市決定)
計画図 S=1/2, 500



- 凡例
- 指定解除地区
 - 臨港地区